

## 2 ご利用ください

### ●新生児訪問

助産師や保健師が家庭訪問して、赤ちゃんの様子をお伺いしたり、母乳育児のこと、心配ごと、不安について相談をお受けします。赤ちゃんが生まれたら、出生連絡票(健康診査受診票綴内のはがき)を市民健康課および各支所市民生活課に送付または持参してください。

### ●離乳食教室

離乳食のすすめ方や作り方を楽しく勉強します。日程は3カ月児健診通知時にお知らせします。

### ●母子相談

保健師・栄養士・歯科衛生士が、子どもの発育・発達に関する相談や母乳に関する相談をお受けします。事前の予約が必要です。

### ●子育て講演会

子どもを取り巻く人たちがみんなが笑顔になれる講演会です。開催の時期や内容は広報薩摩川内や新聞、ポスターなどでお知らせします。

### ●母子保健推進員

妊娠・出産したお母さんや、お父さんがいらっしゃる家庭を、訪問したり電話したりして、子育てのお話を聴かせていただきます。

窓口：市民健康課(川内保健センター内)および各支所市民生活課

## 3 助成などが受けられます

### ●子ども手当

0歳から中学校修了までの子どもを養育している方に、子ども手当を支給します。(0歳から15歳になった後の最初の3月31日まで)

\*子ども手当は、平成23年4月～9月までの6カ月間、これまでと同じ月額13,000円で、引き続き支給されることになりました。

\*例年6月に提出していただく現況届は本年度に限り不要となりました。

#### ■手当の額(月額)

子ども1人当たり 13,000円

#### ■支給月

- 平成23年6月(平成23年2月～5月分)
- 平成23年10月(平成23年6月～9月分)

#### ■申請に必要なもの

- 健康保険証(受給者名義)
- 振込口座の通帳(受給者名義)
- 印鑑(スタンプ印を除く)
- 子どもの世帯全員分の住民票(子どもが市外に別居している場合)

窓口：本庁子育て支援課および各支所市民生活課

### ●子ども医療費助成

0歳から中学校修了までの子どもに係る医療費について、医療保険の自己負担額の全額を助成します。(0歳から15歳になった後の最初の3月31日まで)

ただし、ほかの医療費助成制度など(重度心身障害者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、生活保護など)を受ける方は、対象となりません。

#### ■申請に必要なもの

- 子どもの健康保険証
- 振込口座の通帳(保護者名義)
- 印鑑(スタンプ印を除く)

#### ■医療費助成の内容

医療保険の自己負担額の全額が助成されます。ただし、付加給付金や高額療養費などの該当がある場合は、助成額から控除されます。また、保険適用外の医療費(入院の際の食事、紙おむつ、病衣、薬の容器代など)については、助成対象になりません。独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害給付を受ける場合は、その制度が優先されます。

#### ■医療費助成の申請方法

##### ▼県内の医療機関の場合

受診されるときに医療機関に受給資格証を提示(診療月の翌月から起算して6カ月以内)すれば、後日自動的に医療費が助成されます。  
\*診療月の2カ月後の振り込みとなります。(遅れる場合もあります)

##### ▼県外の医療機関の場合

医療費助成申請書に領収書を添付して申請(診療月の翌月から起算して6カ月以内)すると医療費の助成が受けられます。(診療月の翌月の10日以降に申請できます)

なお、領収書は、患者名・受診日・医療機関名・医療機関印・保険診療点数・金額の記載されたものがが必要です。

\*申請月の翌月の振り込みとなります。

窓口：本庁子育て支援課および各支所市民生活課



母子手帳交付者数が  
8年ぶりに年間1,000件を  
超えました!

本市では、安心して子どもを産み育てられるように、いろいろな視点から子育て支援を行っています。



## 1 子どもが生まれるまでを支援します

### ●コウノトリ支援事業(不妊治療費助成事業)

不妊治療を受ける夫婦の、治療に要する費用の一部を助成します。  
\*申請は市民健康課(川内保健センター内)で可能です。

### ●妊婦健康診査・妊婦歯科健康診査

妊婦健診(歯科健診)に要する費用の一部を公費負担します。(最大14回・歯科健診は1回)

### ●こしき子宝支援事業(甑地域妊婦健康診査旅費助成事業)

甑地域の方々、島外での妊婦健診に要する交通費、出産待機に要する交通費・宿泊費、緊急移送費の一部を助成します。  
\*申請は甑地域各支所市民生活課で可能です。

### ●出産育児一時金

国民健康保険の被保険者が出産したときに、申請により支給されます。(子ども1人につき39万～42万円)  
\*原則として国保から医療機関に直接支払われます。(直接支払制度)  
\*直接支払制度を利用せず、出産育児一時金を国保から受け取ることも可能です。社会保険などにも同様の制度がありますので、それぞれの保険者にお問い合わせください。

窓口：市民健康課(川内保健センター内)および各支所市民生活課  
\*出産育児一時金については本庁保険年金課および各支所市民生活課



健やかに育て  
薩摩川内の子どもたち